平成２８年（フ）第２８０号
群馬県前橋市富士見町小暮1589番地24
債務者　田村梨恵子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８２号
群馬県前橋市天川大島町２丁目７番地10　石田方
債務者　内山ゆかり（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８７号
群馬県渋川市石原1013番地１　佐藤アパートＢ棟２号
債務者　唐澤　隆晶
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９８号
群馬県伊勢崎市上諏訪町1244番地２
債務者　中澤　洋子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３１号
埼玉県秩父市中村町３丁目８番９－Ａ502号　市営住宅井ノ尻団地
債務者　磯田　時子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第３７２号
静岡県三島市徳倉３丁目34番４号　ロイヤルヒルズ561―105、前住所静岡県伊豆の国市長岡797番地の14
債務者　水口　義行
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第８８８号
京都府相楽郡精華町精華台２丁目10番地15　イングス精華台ローズアベニュー215号
債務者　吉橋　美鈴
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９０４号
京都市南区西九条南田町９番地　九条大宮公団704号
債務者　玉井　友香
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９０７号
京都市伏見区深草正覚町12番地３　鳥羽街道団地Ｋ棟306号、申立時の住所京都市東山区本町６丁目１番地
債務者　巖田　隆雄
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８９号
京都市中京区大宮通三条下る三条大宮町255番地　コーポグランブルー　２Ｄ、前住所京都市下京区西七条北衣田町７番地９
債務者　石井　肇
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０２号
京都市西京区大枝北沓掛町３丁目15番地14
債務者　植田　泰子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
群馬県邑楽郡大泉町坂田２丁目７番23号、前住所群馬県邑楽郡大泉町坂田２丁目７番19号
債務者　杉山　昌伸
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２７８号
愛知県稲沢市平和町勝幡新田67番地
債務者　伊藤　成子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３２３号
奈良県桜井市大字阿部1182番地　Ｂ棟201号
債務者　西﨑真由美
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７７７号
千葉県習志野市東習志野３丁目12番13―306号
債務者　桂田　　淳
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０８９号
千葉市稲毛区穴川３丁目11番５号　ワールドハウスＡ302号
債務者　根元　智子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０９９号
千葉県市原市辰巳台東２丁目15番地１　辰巳台スカイハイツＢ棟307号
債務者　吉田喜代美
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係